

「さが維新まつり」に係る協賛募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さが維新まつり実行委員会(以下「委員会」という。)が実施する「さが維新まつり」(以下「まつり」という。)に係る企業・団体・個人(以下「企業等」という。)による協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 企業等による協賛により、まつりの運営を支援していただくことで県民参加型のまつりを実現させるとともに、企業等のイメージや知名度の向上に資することを目的とする。

(協賛)

第3条 この要綱において、協賛とは、まつりの趣旨に賛同する企業等が、委員会に対して、まつりの経費に充てることを目的として広告宣伝費を支出することをいい、協賛金とは、当該広告宣伝費を指す。

2 前項に規定する協賛金は、1万円を一口とする。

(協賛の期限)

第4条 協賛の期限は、その年度の8月31日までとする。

(協賛の申込)

第5条 協賛を行おうとする企業等は、「さが維新まつり」協賛申込書(別記様式)を委員会に提出するものとする。

(協賛の特典等)

第6条 協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)に対する特典等は、別表「協賛特典一覧」のとおりとする。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、まつりに係る経費に充てるものとする。

(協賛申込の不受理等)

第8条 委員会は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1)特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員であると認められる者
- (3)法令又は公序良俗に反する者
- (4)まつりの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (5)その他委員会が不適当と判断する者

2 委員会は、協賛金の收受後に、企業等が前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として協賛金を返戻する。また、協賛特典の付与を取りやめたことにより企業等に損害があっても、委員会はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

第9条 この要綱に定める委員会が行う事務については、さが維新まつりの企画運営業務を受託する事業者に委託して行わせることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。